

参議院農林水産委員会會議録第十一号

(一一〇)

平成十二年四月二十日(木曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

四月十九日

岸 宏一君

補欠選任
岸 宏一君

四月二十日

岸 宏一君

補欠選任
仲道 俊哉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

若林 正俊君

岩永 浩美君

龜谷 博昭君

小林 元君

須藤美也子君

谷本 義君

金田 勝年君

佐藤 昭郎君

鶴保 庸介君

中川 義雄君

仲道 俊哉君

三浦 一水君

森下 博之君

郡司 彰君

羽田雄一郎君

藤井 俊男君

峰崎 直樹君

鶴岡 洋君

渡辺 孝男君

大沢 辰美君

石井 一二君

國務大臣

農林水産大臣 玉沢徳一郎君

政務次官

農林水産政務次官 金田 勝年君

事務局側

常任委員会専門員 山田 榮司君

政府参考人

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

農林水産省畜産局長 樋口 久俊君

林野庁長官 伴 次雄君

水産庁長官 中須 勇雄君

運輸省海上技術安全局長 谷野龍一郎君

運輸省港務局長 川嶋 康宏君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(若林正俊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十九日、龜谷博昭君が委員を辞任され、その補欠として岸宏一君が選任されました。

○委員長(若林正俊君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

漁港法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産省構造改善局長渡辺好明君、同畜産局長樋口久俊君、林野庁長官伴次雄君、水産庁長官中須勇雄君、運輸省海上技術安全局長谷野龍一郎君及び同港務局長川嶋康宏君を政

府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(若林正俊君) 漁港法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若永浩美君 自由民主党の若永浩美です。

玉沢農林大臣には、大変山積する諸問題の解決のために東奔西走、御精勵いただいていることに敬意を表したいと思います。なお、健康には大変御自信がおりだと思えますが、突発的ないろいろなことがございしますので、くれぐれも御自愛のほど切にお祈りをいたしておきたいと思えます。

まず、今回政府から提案されました漁港法の一部を改正する法律案について、何点か当局にお伺いをしたいと思います。

今回の法律の改正によって、第一種漁港の指定については原則的に市町村、第二種漁港については都道府県というふうに権限が委譲されることになっております。今回の権限委譲が単なる管理そのものの委譲だけならある程度理解いたしますが、その権限の委譲が管理以上に漁港の整備やあるいは今後の管理していく費用の面までもし地方で負担するということになると、なかなかこの法律案を素直に認めるわけにはいかない思いがいたします。

そこで、漁港の今後の指定権限の委譲について、地方負担のあり方、今後地方がそういう一つの管理していく上において負担増につながっていくというようなことがないのかどうか。そして、

あるいは今後漁港の整備に対する国の助成のあり方の変更等がもしあるとするならば、大変困難な問題が生じると思うので、この際、こうした変更をしていく経過の中で今までの財政負担等々については見直しをしないんだというはつきりした一つのお考えを示していただくことによって、この改正案の趣旨に私自身は賛同したい。一応そういうそれぞれの問題についての確認を先にいたしておきたいと思いますが、お示しを願いたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) ただいまの委員の御指摘でございますが、漁港に關します指定権限の委譲に伴いまして、まず漁港整備についての考え方が変わるのかという点でございます。

今回の改正は、ただいま御指摘のありましたように、漁港のうち約九割を占めます第一種漁港と第二種漁港に係ります指定権限を国から地方公共団体に委譲することとしておるものであります。そしてまた一方では、漁港整備につきましては、地方公共団体は農林水産大臣が定めます漁港の整備計画等に基づきまして事業を着実に進めるとともに、国はそのための所要の予算を確保してきたところであります。

今回の指定権限の委譲によりまして地方の発意に基づく漁港の指定は可能となるわけであります。が、このことによりまして従来の整備の考え方が変更されるものではないというふうに考えておるわけであります。

そして、費用負担の点でございますが、今回の改正によりまして地方公共団体に国の権限が委譲されますけれども、これまでも地方公共団体は漁港の指定や管理に関する業務を行ってきておりまして、この委譲によりまして新たな財政負担を伴うものではないというふうに考えておる次第であります。

○若永浩美君 今、金田政務次官から今後漁港管理のあり方について地方負担がないという御答弁の確答をいただいたので、ぜひ地方自治体にとってそういう不安がないように、今後管理運営面についてはそれぞれの当該する市町村並びに県が管理するとしても、財政負担についてはそういう不安を今後与えないように、ぜひそのことについて力強い行政指導もあわせてお願いをいたしておきたいと思ひます。

次に、プレジャーボートをめぐる問題について伺っておきます。

だんだん国民生活における余暇の時間や余暇活動が増大を遂げてまいりました。その中で、海洋レジャーであるマリンスポーツが盛んになっていることはもう御承知のとおりです。しかし、マリンスポーツが大変増加して盛んになっていることと相反して、それぞれの地域の漁業者との間でいろいろなトラブルが生じていることもまた事実であります。

船の係留をめぐるトラブルや漁場の競合、漁協内における不法駐艇、あるいは漁港の中における不法駐車、ごみの投棄などトラブルが発生していることはもう既に皆さん御承知だと私は思います。特に、プレジャーボートの運航者の人は、その漁港内並びに地域の漁場のあるべき本来の姿をよく存じなくて漁場を航行される方が多分におられます。そういうことがあって、漁民の方とのトラブルが絶えない事態があることは既に皆さん御承知だと私は思います。

その中で、今一番私ども問題にしているのは、プレジャーボートの所有者が漁港並びに漁場の中に放置したままにしておられる船があります。それを処理しようとしても、処理することに大変お金がかかる。あるいは、漁場を非常に荒らしてしまっているのだから移動させてほしいという考えを持って、その所有者がはっきりしないためにどうしても動かしにくいことができない。プレジャーボートを放棄した人たちが大きな顔をして、いわばひとり勝ちしたような関係になってい

ることはどうしても漁民の皆さん方の理解を得ることはできません。

昨年の十二月に策定された水産基本政策大綱の中でも、「漁港区域内のプレジャーボート対策として、漁港の適正な利用を可能とする制度や船舶の廃棄等及び放置艇対策を講じるための制度の導入を検討する。」としております。しかし、プレジャーボートの所有者の体系的な把握についてはまだ全然なされていないと私は聞いております。

漁民の方々はそれぞれ漁船を既に登録して、漁船そのものについては届け出制になっておりますが、それぞれの所有者がちゃんと管理されていくように、プレジャーボートの登録制度が十分にできていないために、どうしてもそういう放置艇を動かしていくことができない。これは何とかしなければいけないという非常に強い要望があります。

プレジャーボートの所有者の管理体制を一元化する必要があると思ひますが、そのことについて当局はどういうお考えをお持ちか、お示しを願ひたい。

○政府参考人(谷野龍一郎君) 御説明をさせていただきます。

先生御指摘のとおり、プレジャーボートの利用に関連をいたしましてさまざまな問題が出ております。そして、この問題を解決するために基本となる所有者の明確化が重要であるというふうに私も認識をいたしております。

しかしながら、現在の登録制度、とりわけ船舶法という国籍を公証する基本となる登録制度がございますが、この制度におきましては、総トン数五トン未満の船舶にはその所有者を特定する制度が設けられておりません。このため、現在では総トン数五トン未満の船舶に関しては、放置艇対策等、その公共性の高いものに限りまして、昭和四十九年に船舶安全法に基づく二十トン未満の小型船舶の検査機関として設置されました日本小型船舶検査機構の検査の際に得られました所有者に関する情報を自治体等の問い合わせに応じて提供しているところでございます。

ある程度の効果は上がっていると認識しておりますが、先生御指摘のとおり、基本的には所有者を把握するための登録制度をきちっと検討していく必要があると我々も考えておりました。実態を見てみますと、既に幾つかの地方自治体において条例による届け出制度等を実施いたしております。したがって、こうした自治体独自の取り組み等を十分見きわめながら、全国一元的な登録制度の制定につきまして、関係省庁とも十分御相談を申し上げながら積極的に検討してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○若永浩美君 それでは、今何県ぐらい条例による届け出制ができていますか。

○政府参考人(谷野龍一郎君) まことに申しわけないんですが、条例に基づいてつくられております都道府県すべて、今、ちょっと私データをお持ちしておりますが、知っておりますところでは静岡とか広島とかございますが、まだまだ四十七都道府県の数からいいますとごく限られた都道府県でございます。

○若永浩美君 現実的に、プレジャーボートにおける不法駐艇、不法駐艇の問題というのはどこでどういう処理をされているかわからないでいるのが大方の都道府県の見解だと私は思います。

特にFRP艇、あれはどうしても不燃物であり、そしてまた処理に非常に余計なお金がかかるために、そのまま放置されていて漁場が荒らされてしまっているんです。そのFRPのプレジャーボート、その処理をどうしていくかということについて、地方自治体は一番悩んでいるんです。それに対する対策はどうしていますか、今まで。

○政府参考人(谷野龍一郎君) お答え申し上げます。

先生の御認識のとおり、今プレジャーボートは一般の廃棄物と同じ取り扱いを受けております。で、そういう意味では基本的には所有者とそれから地方自治体とそれを処理するというところになっておりますが、御指摘のとおりなかなか難しいところがございます。

一般的な処理の仕方としては、ある程度小さく刻みまして埋設をするという方法をとっております。しかし、この方法ではこれからたくさん出てまいりますプレジャーボートに対処できませんので、私も平成十二年度の予算で予算措置を講じていたしまして、一つはFRPの廃材をセメント等の原材料としてリサイクルする技術、それからもう一つは、艇体を幾つかのブロックに分けて、例えば真ん中だけ傷んだ場合には船首尾だけをまた次の新しい船として使うとか、あるいは部品については次の新しい船に対して使うとかいうリユース技術、この二つを技術開発しようということで予算措置を講じていただいております。

一億三千万円という大変大きな予算でございますが、ミレニアム枠からいただいておりますので、この予算措置に基づきまして処理技術を確立し、その事業化について具体的に進めてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○若永浩美君 ミレニアム予算としてそういう技術開発を進めていく、それは私は結構なことだと思います。

ただ、今放置されている不法駐艇問題に係る経費、そのことが非常にやっぱり自治体の中で困っているわけです。それに対する措置を講じない限り本質的な問題の解決はできないんです。そのことが原因になって小さな漁場が荒らされているんです。そういう不法駐艇の問題を具体的にどうやってやっていくのか。

今お答えいただいたように、今後それぞれ切つて、そして埋設をしていく。埋設をしていく分は何%にも満たない、まだまだ数多く不法駐艇されている問題についての財政的な支援を自治体に出してでもそれを処置するということをお考えになつてはどうか、そこはどうなんでしょうか。

○政府参考人(谷野龍一郎君) 正直申し上げましてまだそこまで詰めてはおりません。

ただ、この問題の一番大きなポイントが、プレジャーボートを例えば低温で燃焼させますとダイ

オキシンが出てしまふとか、あるいはそのままほっておいてもなかなか腐らないという問題がございませう。したがって、やはりどのようにして処理をするかという技術をまず確立して、その上で、既に捨てられていたものも含めまして、廃船処理をしていく事業化の仕組みを関係者の方々の費用負担も含めまして検討していくべきだ、こういうふうな考えております。

○岩永浩美君 今回、法の改正をされますね。地方分権ののちでそれぞれの権限を自治体にお任せになること、これは私は結構だと思ふんです。そのことについては私は多分してあります。

ただ、今御当局から御説明があったような形では、今既に不法駐艇になっている処置に困っているもの、そういうふうなものを切り刻んだり、新たな技術開発を一方で推し進めていく、それは、技術開発を一方で進めなければいけないだろう。今荒らされている漁場の整備は、権限を委譲された市町村だけで今後はやっていくようになってしまふんです。それに係る経費はどうしますかというのを申し上げておきます。

○政府参考人(谷野龍一郎君) 私、運輸省の海上技術安全局長でございます。FRPのボートをつくっております産業を所管させていただいております。したがって、その産業の中からそういった廃棄物を出さない仕組みを産業を育成指導する観点から整理させていただくつもりでおります。

例えば、製造事業者が所有者に対して転売をいたしますときに製造事業者を特定する番号を振らせるとか、あるいは先ほど言いましたように、新しい処理技術を開発するときに応分の負担をもって技術開発に参加させるとか、さらに事業化の際にその事業についての費用負担について参入を検討するとか、そういった形でやらせていただきたいと思います。

それを超える枠組みについては、私だけではなかなかお答えできませんので、関係省庁とよく相談をさせていただきたいと考えております。

○岩永浩美君 そういう船をつくっていくメーカーの指導をなさる立場におられるなら、それはそういう不法駐艇をしているFRPの船、プレジャーボートのメーカーに対する指導というのはあつてしかるべきだと思ふんです。そのメーカーに対しては、今の不法駐艇、今まではずつとつてこられたメーカーはおわかりになるはずで、それぞれの船はそれぞれの原因者の負担によつて、あるいは原因者負担と同時に、購入をされた人、役所との間で今後協議をして具体的にそのことについては処置をされますか。

○政府参考人(谷野龍一郎君) 十分なお答えができませんけれども、今の制度の仕組みは、売り切つて、利用者が自分のものとして受け取つた後、その方が最終的に処理をするという一般の廃棄物の処理と同じ原則でやっております。ところが、これではなかなかできないことだといふ御指摘と受けとめておりますので、新しい事業化の仕組みの中でメーカー負担も含めてどのようなすべりばいいのと考えていきたい、こういうふうな考えております。

○岩永浩美君 ここでいろいろ質問してもその域を超えた御答弁をいただけないようですから、玉沢大臣にお尋ねをいたしますが、今、運輸省の局長から御答弁がありました。私も質疑をさせていただきます。中では、プレジャーボートの一元化した登録制度がないために不法駐艇等々が非常に数多く出ております。そういうことが限られた漁業資源を荒らしてしまつて原因になっていることは否めない事実です。

このプレジャーボート、漁船においてはある程度届け出ができておりますから管理できています。登録の一元化に向けて農林水産省、運輸省、水産庁等々とあわせて体制を早く確立すべきだと私は考えますが、その件についてどう対処していただけるか、御答弁願いたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢一郎君) やはり三省で協力をして体制を整えることが急務だと思います。また同時に、このプレジャーボートが、遊漁というよ

うな観点から漁業資源等をとつておるということに對しましても有効な手段であることを。すなわち、外国等におきましてはいろいろと料金を取つてやつておる、遊漁に對して。そうしたことも今後検討する必要があるんじゃないか、こういうふうな思つております。

○岩永浩美君 ぜひそのことは大臣を中心にして力強く推し進めていただきたいことをお願いしておきたいと思ひます。

では、運輸省さん、結構です。次に、栽培漁業の振興のことで伺いたいと思ひます。

漁港の整備等々について地方自治体が管理運営をするようになりました。今、それぞれの離島並びに漁村は大変冷えた状態の中にあります。私の住まいます九州、玄界灘を中心とした漁場並びに有明海を中心とした漁場、漁業資源が枯渇をしてしまつて大変苦しい状態にありますが、その中で栽培漁業を中心とした活路を見出すべくそれぞれ努力を今いたしております。

栽培漁業を振興していく上において、魚種が少ないとどうしても価格がうまくいかない、ある程度それぞれの地域に合った魚種もふやしていくためにはいけない。魚種をふやしていくためには、漁民の方だけでは魚種をふやしていくこともできないので、そういう栽培漁業に携わる技術者の数がどうしてもそれに伴つてふえてくると私は思ひます。

連洋漁業についても大変採算に合わなくなり、日韓、日中の漁業協定も大臣の御努力によってある一定の成果を見ましたが、まだまだ潤わすほどの状況にないことは大臣一番御理解いただいているとおりだと私は思ひます。

そういう中で魚種をふやす。魚種をふやすために先ほど申し上げたように技術者の数をふやす。今までの栽培漁業の技術者だけで、今後、日本の栽培漁業を振興させていく上において、人員において大丈夫なのかと心配をいたしておりますが、今後、技術者をふやしていくためにどうい

考え方をもちになつておられるのか。

そのことをお示しいただくと同時に、それぞれの漁港修築整備事業等々あわせて、その近くの今あるそれぞれの漁港、今まではやっぱり船の乗りおりに對する利便性を追求した漁港の整備でした。しかし、今後は地域の皆さん方と共生のできる環境を重視した漁港をつくり上げていかなければいけないことは言うまでもありません。そういう二十一世紀に向けた新たな漁港整備に向けて、技術者並びに漁港修築事業に對する当局のお考えをお示し願ひたい。

○政府参考人(中須義雄君) 私から前段のお話に關しまして御説明を申し上げたいと思ひます。ただいま先生から御指摘ございましたとおり、我が国周辺海域の水産資源の状況は大変厳しいものがございませう。こういった中で沿岸漁業の振興を図っていくという上では、つくり育てる漁業、栽培漁業をどう振興していくかが極めて重要な課題だと、こういうふうな認識をしております。

このため、先般、第四次の栽培漁業基本方針というものをいたしましたけれども、良質な種苗の増産、放流効果の増大を図るための技術開発、あるいは資源管理の促進等に努めていく、こういうことと同時に、責任ある栽培漁業の推進、こういう方針を打ち出して取り組んでまいりたいと思ひます。

そういう中におきまして、先生から御指摘ありましたとおり、国において基礎的な技術開発を行つても、それを都道府県段階で実用化していく、そういう意味におきましては都道府県段階における技術者の養成が大変重要な課題でございます。そのために、現在、国の栽培漁業センターというところが中心になりまして、都道府県、市町村等の技術者を集めて研修会を開く、それもいろいろ三種類ほど現在やっておりますけれども、そういうことを通じて技術移転、国で開発された技術がスムーズに都道府県段階に移転をする、そういうことが可能になるように努力をいたしたいというふうな考えております。

こうした国営の栽培漁業センターみずからの技術開発と同時に、その移転ということに力を入れて取り組んでまいりたいというふうに思っているわけであります。

それから、二点目にございました自然環境との共生に関する漁港整備につきましては、別途……。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員が御指摘されましたように、海環境をいかに守っていくかということは極めて大事なことであります。

そこで、本格的な二百里海体制が、日中、日韓の基本協定が実施されることになりましてスタートするわけでございます。やはり日韓の関係におきましては、もう既に二百里までかつては韓国の漁船が来ておったんですが、これが暫定水域の中に行く、それからまた漁船等も少なくなってきた、こういうことから資源は相当回復してきていると思えます。具体的に、例えば二、三年前からことしの漁獲高とを見れば大きくふえておるわけでございます。これが中国との関係においても行われるということは非常に大事なことでと思うわけでございますし、全海域において整々とした資源管理を行いまして、資源を増大させていくということがまず大事だと思います。

そして、今お尋ねのつくり育てる漁業については、水質管理、環境面が大事でございますから、これは集落排水とかあるいは下水とか、陸の方に置きまして十分環境対策を図りまして、水質がいつもよく保全されているということを維持していくことが大事である、このように考えているところであります。

○若水浩美君 なお一層の支援策を講じていただくことを要請して、私の質問を終わります。

○小林元君 民主党・新緑風会の小林でございます。

またまた大変な問題が生じております。

けさの産経新聞によりますと、農水省所管の三人で一億五千万円の申告漏れがあったということとでありました。この委員会でもたびたび農水省

の過剰接待あるいは収賄というようなことで取り上げられたわけで、非常に残念な事態が続いているという状況でございますが、このようなことについてそれぞれ状況を把握しておればお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(渡辺好明君) まず初めに、日本農業集落排水協会の件につきまして御説明を申し上げます。

平成十年度の税務申告でありますけれども、この協会は、公認会計士の指導を得まして四億三千万円の未払い金の申告をいたしました。この四億三千万円の未払いの申告の中に、四月以降に支払うべき工事代金として四千五百万円が計上されておりましたので、税務当局の指摘によりましてこの四千五百万円は翌年度に計上するというところで、結果的にはこの四千五百万円の申告不足というふうな判断されたものと聞いております。

協会では、税務当局に対しまして、修正に際して平成十一年の十一月と十二月に納税を行っております。言ってみれば、申告に当たっての仕分けについての考え方の相違ということがこういう結果になったのだらうと思っております。

○政府参考人(伴次雄君) 日本林業技術協会でありましたが、昨年の十一月に平成八年、九年、十年の税務監査があったわけでございまして、経費上の計上区分の誤りとそれから消費税の一部未納がありまして、一千三百万円を追加納税したと聞いております。

同協会としては、従前より公認会計士とも相談し、税務会計というものを適正に進めたところでありまして、本事業は物品購入費とそれから建物の修繕費が課税の対象かどうかというような見解の相違と、それから林業の会館の貸与収入の消費税が未納であったことというふうに聞いております。

本日、早速指導した次第であります。

○政府参考人(樋口久俊君) 社団法人の家畜改良事業団につきまして御説明申し上げます。

先生御承知のとおり、家畜改良事業団の行って

おります収益事業の大半は、所有をいたしております優良な種雄牛、種牛です。それからとりまして精液を販売したことに係る収入がほとんどでございます。本件は事業団がその販売額を正しく申告しなかったというふうなことでございまして、保有に係ります種牛の管理施設、五カ所ほど全国にございますが、施設の修繕等を行っております。

その修繕について、八年度と九年度で損金として申告をいたして、全体の納税の扱い上そういう申告をしていましたところ、十一年の七月になりまして税務署、これは京橋の税務署と聞いておりますが、修繕費は損金に算入しないで減価償却の扱いにするように指摘を受けたということでございまして、これに従って直ちに修正申告を行い、所要の額について追加の納付を行ったと承知をいたしております。

結論から申し上げますと、修繕費についての考え方の違いによるものだったというふうに聞いています。

○小林元君 今の説明を聞いていますと余り悪いことはなかったんだというふうなことでありますが、やはり税金、しかも農水省の役人が天下りをしていてというようなことであります。国の役人が、現職ではないでしようけれども、税金を納めないんだ、何かごまかしているんだというふうな、年度の違ひとか減価償却云々とかいろいろあるんでしうけれども、やっぱりこれはきちんやりと。公認会計士あるいは税理士にお任せするということではなくて、そういうことがなければ国民の信頼は得られない。もう役人が国税を納めないというふうな見解は得られない。そういうことになったら、国民の皆さんは何で税金なんかを納めるのか、ばかばかしくてやていられないというふうなことになる。これが第一印象だと思

うんです。ですから、単なる間違ひだ、区分の違ひだということではなくて、こういうことをきっちりやっていたきたい。

それから、問題はこういう公益法人がこれほど

の大きな収益事業をやっていると。本来、公益法人の目的はそういうものではないからというふうな考えの当然だと思えます。

そういう意味で、これは前からの問題もこれあり、十分に見直しといいますか、法人のあり方、あるいは廃止を含めて見直しをするというふうな抜本的な対応が必要なのではないかと思えますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農林水産省所管の公益法人に対しましては、公益法人に対する指導監督基準に即して、会計経理を含め、今後とも適切に指導してまいりたいと考えております。

○小林元君 見直しにつきましては御答弁がなかったような気がいたしますが、十分総合的な観点から見直しをして、こういうことの二度と起きないようにしていただきたい、こういうふうに思います。

関係の局長、結構でございます。

それから次に、昨日の、これも突然の通告で恐縮でありますけれども、中国が遠洋マグロ漁業に参入をするというふうな動きがあると。現在、国際的なマグロの資源管理というふうなことで関心を持っているわけでございまして、そういう考えに逆行するということになると思えますけれども、そうはいましても参入は自由だということもござい

ます。そういう意味で、対応に苦慮しているとは思いますが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいま先生御指摘のとおり、世界のマグロ漁業の現状は、資源に対して漁獲努力量が過大である、過剰漁獲が進んでいるというふうなFAOからも指摘を受けております。二割以上の減船が必要だということで、我が国は二割の百三十二隻の減船を昨年実施したところでありまして、当然、これに伴いまして我が国としては他の国に対しても協調して減船をしてマグロ資源の持続的利用を図っていく、こういうふう

に改善をしようという呼びかけをしているわけ

であります。

そういう中にありまして、先生今御指摘のとおり、中国において、これは具体的にじかに私どもが聞いたわけではございませんが、超低温マグロはえ縄漁業技術交流会というのを中国の地において開催する、日本の一部のメーカー等にも招待が来ている、こういうことでありまして、中国がマグロはえ縄漁業へ進出することを目的としているのではないかと、大変大きな懸念を持っているわけがあります。

もちろん、そういう漁業に参入すること自体は自由ではありますが、世界的に見て資源と漁獲努力量の間に大きなアンバランスがある、漁獲努力量を削減しなければならぬ、こういう事態にあることも事実でございますので、私どもとしては中国に対してこういう状況を十分御説明し、慎重な対応、やはり中国としても漁獲努力量の削減に取り組んでいただくという観点での要請をこれから機会をとらえて実施していきたい、こういうふうに思っております。

○小林元君 今の答弁にもありましたけれども、参入は自由だとはいいながら、国際的な資源管理の観点で十分な話し合いを進めていただきたい、こういうふうな要望する次第でございます。

次に、有珠山噴火による被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。本委員会におきましても既に、農業関係あるいは漁業関係、大変関係がありますので、同僚議員から十分に取上げられているわけでございます。

きょうは水産の関係ということでございますので、今回の有珠山の噴火で国内有数のホタテ養殖地であります内浦湾の虹田漁協あるいは有珠漁協の養殖場が危険にさらされているということで立ち入りが制限をされている、禁止をされているという状況でございますけれども、どのような状況なのか、あるいは今後の対策についてどのような考えになっているのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(玉沢一郎君) 四月六日、私は現地

に赴きまして、伊達市の漁協や虹田町の虹田漁協においてなかなかホタテの養殖管理作業ができていない、こういう状況を見まして、短時間でありましても安全を確保しまして作業ができないかということと現地の対策本部に要請したところでございます。これを受けまして検討していただきまして、四月九日には厳重な監視、救難態勢のもと、一時的ではありますけれども、養殖管理作業が実施されました。

その後、火山の状況等を見ながら作業が行われておるわけでございまして、現在是有珠漁協におきましては通常の放流用稚貝の出荷を行い、虹田漁協におきましても、漁港使用に時間的制約を受ける中で耳づり作業や養殖用稚貝の出荷を行っているところであると報告を受けております。

農林水産省といたしましては、ホタテ養殖業に対する噴火の影響を最小限に食い止める観点から、引き続き北海道庁、関係機関と協力して、養殖管理作業が順調に行われるよう、出漁指導等、適切に対処してまいりたいと考えております。

○小林元君 噴火の鎮静化を望むものでありますけれども、これはいかなる事態が発生するやわからぬという状況でございますので、どうぞ適切な対応をしていただきたいと要望いたします。

次に、水産政策の基本政策についてお伺いしたいと思っております。

もう既に御承知のとおり、二百海里時代を迎え、遠洋漁業が衰退をする、あるいは資源が枯渇をする、環境悪化という状況の中で、我が国の水産業は大変低迷といえますか厳しい状況にあるわけでございます。生産量でも五十九年をピークにして今や半減をするという状況でございます。すし、経営体につきましても相当な、約五万体的経営体は減少する、あるいは就業者数も三十年で八万人ぐらいますか、減少するといような状況でございますが、そのような現状の厳しさとい

いますか、御認識について大臣にお伺いしたいと思

います。

○国務大臣(玉沢一郎君) 平成八年に海洋法条約の批准によりまして二百海里時代が到来したわけでございまして、今日までの状況をみますと、各国がそれぞれ漁業に熱心な余り資源をかなり減少させてきた、こういう印象を持ちます。

したがって、二百海里時代の到来におきましてまず隣国との関係におきまして漁業秩序を明確にしていこうということが第一である。こういう観点から、日韓、日中の漁業協定をいかに効果的に実施していくか、こういうことで、日韓につきましては昨年の十二月に暫定水域におけるルール化につきまして合意を得、また日中につきましては六月一日から条約の発効ということになったわけでございます。これによって隣国との関係における課題は解決をしたことになるわけであります。から、二百海里時代における漁業資源は我が国の管理下に置かれる、こういうことになると思うわけでございます。

したがって、この二百海里体制の中における漁業資源の回復を図りながら継続的に利用していく、こういうことによりまして現在直面しておられます漁業生産の減少、担い手の減少、漁村の活力の低下に対応していかなきゃいかぬ、こういうふうな考えをわけでございます。そのためには、まず基本的な問題を明確にして政策を打ち立て、水産基本法を取りまとして対処をしていくということが大事ではないかと考えているところであります。

○小林元君 今の御答弁でございすけれども、大綱によりまして、今答弁にもありましたけれども、水産資源の適正な管理あるいは持続的な利用を基本とした安定供給を図るといようなことで書いてあるわけでございます。

ただ、そういうことというのは沿岸漁業をメーンにするというふうなことになるかと思われ、言ってみれば今の趨勢というものは低下傾向、減少傾向というものに歯どめがなかなかかけ

にくい、そしてまた大幅な減船あるいは漁業生産量の低下というのやむを得ないというようなことを心配しているわけでございますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 私は、減船というよりはむしろ休漁という方がよろしいんじゃないかと思っております。

資源を回復するために魚礁とかそういうものを投下するというのも一つの方法でありますけれども、海はみずから資源を生み出す力を持っておりますから、小さい魚とかこれから育っていく資源、そういうものをとり尽くすような漁法はできるだけ制限しまして、なおかつ資源の少ないものに対しては休漁していく、その間はどうかという方向をお互いに考えてやっていく、支え合っていくということが大事じゃないかと思っております。

例えば、ほとんどだめになったと言われた秋田のハタハタにつきましても、かなりの間休漁することによりまして資源が回復してきておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、日韓漁業協定が発効することによりまして沿岸におきましての資源はかなり回復してきています、私はそういうふうな考えをわけでございますので、余り悲観せずに、資源は天から与えられるものである、海は人類の母である、こういう観点から大いに前進を図っていくということが大事ではないかと思っております。

○小林元君 天から与えられる、あるいは海はそういうものの母であるというところは、それはさうだろうと思うんですが、しかし現実は大変厳しいというところだと思っております。

そこで、今、私は漁業の生産量というのでも低下をするのではないかとこのように懸念をされている一人でありますけれども、食料・農業・農村基本計画によりまして、食料・農業・農村基本計画によりまして、食料自給率の趨勢値といようなことで、平成十年六百四万トン、二十二年六百九十九万トン、魚介類の自給率六六％を七七％にするというふうなことになると思っております。

が、これはこのように理解をしてよろしいのでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 食用魚介類の自給率目標につきましては、私ども、現在の数値が五七%でございます。これを六六%に引き上げる、こういうような考え方です。これを食料・農業・農村基本計画の食料自給率の算定に当たりまして、目標値設定に当たりましての水産の部分ということで基礎としているわけでありまして。

国内での漁業の生産量がふえるという前提であります。そのまたさらに前提としては、当然のことではありますが、現在の資源状態をある程度回復させないと、十年後を目途に今から四、五年前の水準、資源状態に回復させるということを見込んで、ただいま申し上げましたような数値を目標として示しているわけでございます。

○小林元君 これはこれから漁業基本法を詰めるというようなかで詰められる問題だろうと思ひます。

そこで、最後に簡単にお聞きしたいと思ひますけれども、基本法にいろんな項目を盛り込むということでもあります。農業基本法の場合には基本計画というように、大変わかりやすい計画というものが出てきたわけですが、漁業の場合にはその辺はどういう、例えば漁業・漁村の基本計画みたいなものをお考えになっているのかどうか。ああいうものは大変国民にわかりやすいものだろうと思ひますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 昨年暮れに取りまとめました水産基本政策大綱におきましては、幾つかの新しいこれからの水産政策の柱ということで、もちろん一番重要な点は資源の回復とその持続的利用体制をいかにつくっていくかということですが、そういった形で施策を整理しているわけでありまして。

ただ、現実にはそういった施策を掲げ、それをど

ういった手順で実現していくかということを新しい基本法の中で書かなければならない、こういうことでございまして、現在、実はそういった柱をどういうものを立てればいいのかということについて、水産基本政策大綱の説明会ということで全国各地に人を派遣いたしまして、漁業者あるいは消費者を含めてお話をし、いろいろ意見交換を行っているところであります。

そういう中で、これから約一年かけてどういう形で基本法をつくっていくか、どういふものを柱にしていこうかということを詰めていきたいと思っております。ただいま先生から御指摘がありまして、食料・農業・農村基本法では基本計画という一つのシステムがとられたわけでありまして。そういうことも視野に入れたら、水産分野ではどういふふうを考えていくか十分検討していきたいと思っております。

○小林元君 どうぞ、国民に向かって漁業はこうあるんだというふうなものを示していただければ大変わかりやすいのではないかと思っております。

次に、ちょっと通告順ではございせんけれども、順序を違えまして環境保全の問題をお尋ねしたい。

二千九百三十七の漁港があるわけでございます。日本の海岸線の十一キロに一港ある。例えば、うちの茨城県におきましては平潟港というのがございまして、福島県境でございすけれども、その隣に勿来港というのがございす。これは一キロも離れていない、本間に隣接をしている。県境であるがためにそういうことになったのかなと思ひます。

いずれにしても、漁港の建設といひますか整備に伴っていろいろな問題が出てきています。自然環境の問題についても、御存じかもしれませんが、建設省土木研究所河川部長の宇多さんという方が書いた「日本の海岸侵食」という本によりまして、漁港の防波堤等の建設によって、どの程度のことは私も判断できませんけれども、白砂青松

が失われつつある、漁港だけではないと思ひますけれども、というふうなことであります。環境庁の自然環境保全基礎調査によりまして、この二十年で八百七十キロの自然海岸が失われた、こういうことになっております。こういうことにつきまして水産庁長官は何かお考えでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) いわゆる砂浜が消失をいたします海岸侵食の原因については、いろいろ言われているわけですが、もちろん防波堤等の構造物が海に突き出るといふことによりまして海の中の水の流れ、海流の流れ、つまりそれが土砂を運ぶわけでありまして、それが一面で遮られて反対側において侵食が生ずる、こういうこととあるということも言われております。またもう一つは河川からの供給の土砂量が減少している、これが海岸侵食の原因の一つをなしている、こういう話もございまして、いろいろな説があるわけでありまして。

そういう状況でございすから、もちろん私も漁港の整備を行うに当たりましては、調査とか計画段階におきまして、そういった施設をつくることによって自然に影響が出る、これを最小限にするように努力をするということでの自然環境への配慮ということに心がけているつもりであります。

またそれと同時に、個別の具体的な各地区の状況に応じて、一方において漁港でも土砂がたまるということがございまして、たまった土砂を侵食された砂浜海岸に供給していく、こういうような事業も実施しております。また、海岸侵食ということではございせんが、藻場の機能を果たすような防波堤の整備、あるいは港の中の水質が悪化しないように防波堤に簡単に言えば穴をあけて海水が内外で交流して水質の改善が実現する、そういった工法も随時取り入れながら、漁港の整備というに当たりますので、できる限り自然環境に配慮するということに今後とも努力をしていきたいというふうな思っております。

○小林元君 時間がなくなっておりますので、簡

潔に御答弁をお願いしたいと思います。

平成五年に環境基本法が制定されました。そういう中で、河川法、海岸法あるいは港湾法につきまして、いずれも自然環境あるいは環境保全というふうなことが明確に目的規定の中に位置づけられております。しかし、今回の漁港法の改正につきましてはそういうものがないというふうなことでございす。

漁業者自体も漁場の環境といひますか海の環境保全、例えば豊かな海づくり大会というふうなことをやって、そういうことに大変関心が高いわけでございます。この漁港法がそういうものに何も触れていないというのは非常に残念でございます。本来であれば修正案というふうなことで出せばいいんでしょうけれども、やっぱりそのようないふざけからの姿勢を正すといひますか、きっちり示すべきだったのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政務次官(金田勝年君) ただいま委員御指摘の漁港法の今回の改正におきまして環境保全の観点から盛り込まれていないではないかというふうな御指摘でございすけれども、漁港の整備に当たりましては第九次漁港整備長期計画の基本目標がございまして、この重要な基本目標の一つの美しい海辺環境の保全と創造に基づきまして、自然環境と調和した整備を漁港につきましても推進していくんだという方針のもとに、従来から自然環境と調和した漁港の整備ということに努めてきておるところであります。

漁港法の目的であります水産業の発展を図る上で、御指摘のとおり、申し上げるまでもなく漁港周辺の環境を保全するということは極めて必要不可欠な課題であつて、これまでの第九次長期計画に基づきます位置づけを十分踏まえながら、環境の保全に配慮しながらこれまでも漁港整備に努めてきたというふうなことでございす。

そういう意味におきまして、今回の改正において改めて環境の保全に配慮することを規定する必要はないというふうな判断した次第であります。

○小林元君 いわゆる大規模開発とは違いました。漁港というのはどちらかといえば小規模なものでございます。ですから、自然環境への影響というものは小さくお考えをしております。しかし、やはりこれは姿勢でございますから、きちんとするというのが非常に大事ではないか、実際にやっているというにきの御旗を高く上げるといふことはやっぱり大事なことでないかというふうに思っております。

そこで、これは時間があるもので要望をしておきたいと思いますが、沿岸漁業等振興審議会というふうな今回なるわけでございますけれども、この委員を見ますと、いわゆる一般の有識者というものが非常に集まりにくい、専門家の集まりあるいは漁業関係者の集まりというふうなことになるというわけでございます。こういう中に、本来、環境の専門家ですか、一般の有識者といいますが、仲間の審議会ではなくて開かれた審議会というふうなものにすべきではないかと思いますが、今後の委員選任に当たって十分考えていただきたい。

それから、これまで漁港はふえることは余りない、今回指定の権限委譲があったわけでございますが、そんなふうな状況にはないと思っております。むしろ取り消しをするというのか、廃止をするというところが出てくるんだろとは思いますが、そこで、これは実態を私つかんでおりませんが、廃止をした漁港、いわゆるその残骸が放置されているという状況がないように十分に配慮をしていただきたい、こういうふうな思っております。

もう時間ありませんが、最後に、先ほどプレジャーボート対策ということで岩永議員からも極めて適切な御意見があったと思えます。マリンスポーツあるいは海洋性レクリエーション、これはやはり漁業を理解する上でも大変大事なことでありまして、共存共栄を図る、しかし、そうはいっても漁港は原則自由使用であるというふうな考え

ておりますけれども、やはり秩序があつてしかるべきだというふうな思っております。

そういう中で、放置艇対策につきましては、先ほど岩永議員から所有者の登録表示制度が不十分であるというふうな、私も全く同じ考えでございますので、どうぞ、時代はもう規制を緩和する方向かもしれないけれども、これはきちんと放置艇等の対応ができるように、車の場合には車検制度あるいは税の徴収まできちりシステム化されているというふうなことがあるわけでございますから、これはやはり利用する以上はそういうような協力といいますか、することが必要ではないか、そういうふうな思っております。どうぞ、せっかく来ていただきましたが、同じことでございますので御要望にとどめさせていただきますたいと思っております。

それから、放置艇問題につきまして先ほどのメーカー云々というふうなことができれば大変よろしいと思えます。しかし、そうはいいましてでもメーカーだけが負担するのではなくて、これは利用者も当然負担があつてしかるべきである。それが消費税とかいろいろな負担になっているんでしょうけれども、現実はこのプレジャーボートというのは一切税金がかかっていないという現状があるわけでございます。事業用資産の船舶については固定資産税というふうなことであります。ところが、車の方はバイクに至るまですべて課税対象になっているというふうなことでございまして、そういう自動車税並みに取れということは今直ちに申し上げるつもりはございません。二十万隻ですから徴税コストが大変だとかいろいろな問題もあると思ひますけれども、そういう問題もこの放置艇対策を含む環境保全というものの財源として考えていく必要もあるのかなと。

この辺につきまして、お考えがありましたらお聞かせいただきまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(玉沢一郎君) プレジャーボートから税金を取るかどうかということでございます

が、管理をきちつとするという観点からも、またいろいろな問題を解決していくという上におきましても、やはりそういう方向で検討することが望ましいのではないかと、私の考えであります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。漁港法の一部を改正する法律案に関連しまして質問させていただきます。

最初に、地方分権の推進の観点からちょっとお聞きしたいと思います。

本改正案では、第一種漁港については市町村長が指定することとし、第二種漁港及び二つ以上の市町村の区域にわたる第一種漁港については都道府県知事が指定することとするというところで、地方分権の観点から指定権者が一部国から地方自治体へと移行されるわけでありますけれども、近い将来、新しく漁港をつくりたいというふうな地方からの要請があるのかどうか、また本改正による新たな漁港指定の見込みがあるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。これは金田政務次官、よろしく願います。

○政務次官(金田勝年君) 今後、漁港の新規指定の要請等の状況はどうかと、こういう御指摘でございますけれども、昭和二十五年に漁港法が制定されて以来、漁港の指定は関係地方公共団体の意見を聞きながら順次行われてきております。平成五年度末には二千九百五十三港に達したわけでございますけれども、昨年末には指定の取り消し等もあり、二千九百三十七港となっております。

今回の改正によりまして、指定権限の一部が市町村長そして都道府県知事にゆだねられることになるわけでございますけれども、このことによりまして今後新規指定の要請がどの程度出てくるかということにつきましては、現時点では必ずしも明らかではありません。そういう状況でございます。

○渡辺孝男君 次に、違法な放置艇の処置等について質問したいと思いますけれども、この法案の三十九条第五項では、漁港の区域内においてみだりに船舶、自動車等を放置する等を禁止する、また、区域とは、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限るということになっております。

現在、都市生活者の海洋レジャー人口が増大し、そのマナーが問題になっておりますけれども、このような中で船舶や自動車等の放置の禁止、あるいは指定区域の周知徹底を図ることは大変な努力を要することと思ひます。この周知徹底に関し、農水省としてはどのように対応していこうとしているのか、政務次官にお伺いしたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 今回の改正におきましては、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域内におきましては、みだりに船舶あるいは自動車等を捨てたり放置したりすることを禁止することにしておるわけであります。漁港管理者は、この区域の指定を行いましたときには利用者に確実に周知がなされますように、区域指定について公示をすることとしておるわけであります。この公示方法につきましては、具体的には農林水産省令で定めることとしておりますけれども、公報への記載、その区域の周辺の見やすい場所へ掲示を出すなど、さまざまな形で示していきたいと、こういうふうな考えておる次第であります。

○渡辺孝男君 やはり漁港周辺、遠いところからいらっしゃる人にとっては区域の指定等がわからないうようなことも十分考えられますので、その周知等はしっかりやっていただきたい、そのように思ひます。

次に、プレジャーボートの全国実態調査の結果を見ますと、放置艇というのが全体で十三万八千隻にも及びまして、その中で漁港単独区域内では約四万隻にも上っているというところであります。このような多くの放置艇をどのような方法でそれがどのように取り締まっていくのか、また罰則がどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。また、指定されていない区域での放置艇

についてはこれをどのように改善していくのか、その対応についても伺いたいと思います。

これは水産庁長官、よろしくお願いします。

○政府参考人(中須勇雄君) 今回の改正によりまして、漁港管理者である都道府県または市町村が必要に応じて放置禁止区域を設定する。放置船舶に対しては、所有者が明確な場合には撤去の命令を発するし、不明な場合には簡易代執行を行って撤去が可能になる、こういうことであります。日常的には、漁港は多くの漁業者が利用しているわけでありまして、こういう利用者からの通報によりまして放置艇等を発見、確定をする、こういうことが当然のことながら取り締まり方法として出てくるということだろ

うと思います。それから、このような放置艇に対しては罰則が定められておりまして、これは警察あるいは海上保安庁による取り締まりの対象になり、最終的には三十万円以下の罰金が科せられる、こういうことも法定されているわけでありまして、漁港管理者が撤去命令等を発する、それで放置艇の撤去に努めるということ、そういうことに全く応じない悪質なケースに対しては取り締まりとか罰則の適用、こういうことになるのではないかと

いうふうに考えております。なお、放置禁止区域外につきましては、むしろ漁船とプレジャーボートを、私どもは決してプレジャーボートを一切漁港から排除しようと思っていないわけでは

ないわけでありまして、漁業活動に支障のない範囲では一定の受け入れということも可能でありまして、そういう意味でのすみ分けがこういう禁止区域を設定するという形を通じて実現すれば大変いいことではないか、こういうふうに思っているわけであり

ます。○渡辺孝男君 そういう意味では、指定されていない区域においては、漁業関係者とそういうプレジャーボート等々を利用する方々の話し合いがきちん

とされていって、マナーをよく守るということやうなことが大事になってくるということであると

思います。

では、次にお伺いしたいんですけれども、本改正案の第三十九条の二におきまして、放置された船舶、自動車等の除去命令等、漁港管理者が監督処分しようとする場合において、相手方を確知できないときであっても当該措置を漁港管理者みずから行うことができるように手続を整備することが改正点のポイントであります。

一方、改正案の第六条では、漁港の指定権限の移譲を、第一種、第二種漁港は地方自治体の指定に移しているわけでありまして、権限を移譲された自治体としては、今後どのような処分方法をとることが可能になってくるのか。また、処分の費用負担がこれから多くなってくるのかというふう

に感じるわけでありまして、その処分の費用負担についてどのようにしていくのか、お伺いしたいと思

います。○政務次官(金田勝年君) 今回の改正によりまして、漁港管理者が必要に応じて放置艇を処分するということを可能とすることにしておるわけでありまして、これを要する費用につきましても、これはどうなるのかということなんです

が、漁港管理者が一義的には負担することになるわけでありま

す。しかしながら、当該処分にかかります費用につきましては所有者に負担させることが原則でありまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

きまして、その後の手続におきまして所有者が判明した場合には、当該費用を所有者が負担する義務を負うことにつ

合に、国の支援策というものがどういうふうになつていくのか、この点、水産庁長官にお伺いしたいと思

います。○政府参考人(中須勇雄君) ただいま政務次官から申し上げましたとおり、基本的にはその所有者を後続手続によつて判明させて、その方に負担をしていただくというの

があくまでも基本であります。ただ、すべてがそれで解決できるかということになりますと、その場合には漁港管理者が一義的に負担をしておりますから、その負担が漁港管理者に及ぶ、こ

ういうことも当然あり得るわけでありま

す。○渡辺孝男君 そういう場合には、何らかの国の支援というものがあ

るかどうかをお聞きしたい

んです。○政務次官(金田勝年君) 直ちに新たな財政負担を伴うことになるものではないというふう

に考えておるわけですが、今後の実態も踏ま

ジャーボートの普及というようなのを考慮いたしまして対策を講じていく必要があるかというふうに思っております。

具体的な収容施設の整備に関しては、お話しにございましたように、従来から進めておりますマリナーの整備に加えまして、特に今放置艇の多くを占めておりますのは小型船でございますので、そういうモーターボート等を収容するため、平成九年から、港の奥の中で水路でありますとかあるいは静穏な水域がございますので、そういったところを簡易な係留施設で低料金で係留施設を提供できるよう、私もボートパーク事業というふうに呼んでおりますが、こういった事業を展開させていただいております。

また、民間の皆様のお力をかりたいという意味で、民間事業者の投資を促進するために無利子貸付制度でありますとかあるいは財投による支援措置、そういったものを講じてまいっておりますし、さらにそのスキームの充実を図りながら民間の皆さんの御協力も仰いでいるところでございます。

○政府参考人(中須勇雄君) 先ほど先生から御紹介ございましたように、私も、漁港における漁業生産活動とプレジャーボートの利用の適正化を図る、こういう観点から漁港利用調整事業、いわゆるプレジャーボート等を収容するフィッシャリーナをつくる、こういう事業に取り組んでいるところでございまして、既に全国現在までのところで十六地区においてフィッシャリーナの供用を開始しております。平成十二年度におきましても、約二十二億円の事業費で十三漁港について事業を継続している、こういう状況でございます。

○渡辺孝男君 先ほど運輸省の方からのお話にもありましたけれども、そういう民間の活力も利用しながらマリナーの整備を推進していく、そういう観点も大変重要かなと思っておりますので、そういう場合の支援ということも充実していただきたい、そのように考えております。

フィッシャリーナ事業についても少し述べてみたいと思うんですが、東北におきましては、六県中で三陸海岸を有します岩手県が唯一この事業を行っている県でありますけれども、種市などを含めまして四漁港が事業指定を受けて既に供用が開始されているということでもあります。

このフィッシャリーナ整備事業の推進によってもたらされている効果について判明しておれば、岩手県が地元であります玉沢農林水産大臣の方からお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(玉沢一郎君) 全国でも有数のリアス式海岸を有しております我が岩手県におきましては、フィッシャリーナ十六のうち四カ所を有しております。その効果でございすけれども、まず漁船とプレジャーボートの係留場所を明確に区分した結果として、入出港時の混雑が緩和され、スムーズな漁船の航行が可能となるとともに、漁業活動の場である岸壁に係留していたプレジャーボートがフィッシャリーナに移動したことによって円滑な漁業活動が可能となることなどが挙げられておるところであります。

○渡辺孝男君 そういう意味で効果が認められているということでもありますので、これからもうそういう都市部の方々が海岸に来る、そしてレジャーを楽しむということ、現地で漁業を営んでいる人が本当に共生していけるような事業の展開をさらに進めていただきたい、そのように思うわけがあります。

次に、都市部住民と漁港住民との交流促進と海のマナーの啓蒙につきまして質問させていただきます。

係留場所の早急な確保とともに大事な点は、海洋レジャーを楽しむ人々と漁港に生きる人々との交流を通じまして、海のマナーを理解していただく、またひいては健全な海洋文化の担い手として育てていただく、こういうことにあると考えるわけです。都市部住民と漁村住民との交流並びに海のマナーの啓蒙については、これまでどのような取り組みがなされておりました、また今後さら

どのような取り組みをしていく方針か、大臣の方から御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(玉沢一郎君) これは非常に大事なことでございます。都市と農村の交流ということ、よくうたわれまされけれども、国民的な大きな理解を水産業に求めるという上におきましては、都市と農村の交流というものは大変重要になってくると思っております。

そういう中におきまして、とかく海洋性レクリエーションの進展に伴いまして、漁港を訪ねる都市住民がとすればごみとか空き缶とかそういうものを投げ捨てたり、釣り糸やごみの放棄、不法駐車などいろいろな問題が生じておるわけでございます。

そこで、都市と農村の交流を進めるという観点から、美しく便利な漁港、漁村づくりを行うためのごみ処理施設、トイレ、駐車場の整備やマナー向上のための立て看板の設置等を進めるとともに、平成十二年度からは新たにマナー啓蒙のパンフレットの配布等への助成を行うこととしたところでございまして、これは非常に大事なことでございまして、今後とも、都市と農村の交流を促進しまして、漁村の活性化に資するため、こうした施策を通じて漁港利用者に対するマナーの向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

○渡辺孝男君 日本人は海洋水産物を本当に喜んでとって食事を楽しむという文化を持っておりますので、そういう海洋水産物を育てていただいている、そういう漁港に住んでおられる住民との交流というのが非常に大事なのかなと。また、そういう意味で感謝の意を持って都市部住民もそういう漁港を使わせていただく、遊ぶ場合もそういう思いが大事なのかなというふうに思っています。今後ともその啓蒙については一生懸命やっていきたいと思います、そのように思います。

次に、周辺環境に配慮した漁港の整備、管理ということでお伺いしたいんですが、漁港の整備や管理に当たりましては、やはり周辺環境への配慮、自然生態系の保全という観点に立つて計画を立て、また漁港を整備し管理していくことが大変重要になってきている、そういうふうな思っております。漁港関連の審議会とかあるいは漁港管理会にそういう自然生態系の専門家の意見を取り入れていくようなことを農水省として今後どのように行っていくのかをお伺いしたいと思っております。

○政務次官(金田勝年君) ただいま御指摘の漁港の整備や管理に当たりましての自然環境との調和が大事であると、まさにそのとおりでございます。第九次漁港整備長期計画の基本目標におきましては、美しい海辺環境の保全と創造という観点を盛り込んでおりますし、またそれとともに整備方針の中では、環境の保全及び景観との調和に十分配慮することを明記しておるわけであります。漁港、漁村の整備に当たりましては、海辺環境の保全等に配慮するとともに、自然との共生を図ることに一生懸命努めてきたところであります。

したがって、今後ともこうした考え方に基きまして、御指摘のとおり、関係行政機関や有識者と連携あるいは調整を一層図りながら、漁港の整備や管理を進めていきたい、こういうふうな考えでおる次第であります。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、近年、海面遊漁者はやはり年々増加しております。平成十年で三千八百六十八万人にも達するという状況であります。そういう状況を反映しまして、魚種によりましては、一定の海域においては、遊漁者の採取量が漁業者の漁獲量を越えてくる地域も出てきているというふうな指摘されているわけでありまして、この現状につきまして、簡潔に御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(中須勇雄君) 遊漁者による漁獲状況につきましては、私どもの統計情報部の方で、平成九年に全国で遊漁船を利用した船釣り二万九千トン余の釣獲量があるというデータがございま

す。この量は、沿岸漁業の漁獲量の一・七％、二％弱に相当する量ということであります。

○遊漁者の漁獲が多い例としては、データで確認できるものは、これは実は神奈川県、静岡県沖の太平洋におけるマダライの漁獲量というのがございます。これは、商業的な漁業による漁獲量が約二百トンであるのに対して遊漁による漁獲量が約三百七十トンと、こういう例がございます。明らかに遊漁による採捕量の方が上回っている、こういう状況も一部では見られるわけでございます。

○遊漁者も これに関連しまして、漁業者ばかりでなくて遊漁者も参加した水産物の資源の保存、管理の重要性が指摘されているわけでありまして、農水省としてはこれを今後どのように支援していく方針なのか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(中須雄雄君) 遊漁者も参画した資源保護という観点からは、先ほども言及いたしました。が、昨年十二月に策定した水産基本政策大綱にも盛り込まれているわけでありまして、海域や魚種によっては遊漁が資源管理上無視し得なくなっている。こういう場所において、例えば小型魚の採捕制限、そういうものを含めた遊漁の適正な管理というものをモデル的に実施する、こういう仕組みをぜひ検討するということを大綱に盛り込んでおります。

そういった検討を含めて、遊漁の管理を推進していきたいと、こう考えております。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○須藤美也子君 共産党の須藤美也子です。早速質問をいたします。

諫早干拓から三年たちました。工事は六年も延長され、総工費は当初の一千三百五十億円から一・八倍の二千四百九十億円にも膨れ上がりました。さらに大変なのは、漁業被害が深刻になっているという問題であります。

例えば、諫早湾で漁をする佐賀県太良町の大浦漁協では、二枚貝のタイラギやアサリが壊滅状況を受けている。先日、抗議行動を行いました。さ

らに、長崎県の小長井町漁協、ここはかつて天然資源の保護で水産庁長官賞を受けている。以前は水揚げ三億五千万円あったタイラギが七年間休漁を余儀なくされ、廃業に追い込まれている。代替漁業として養殖アサリも三億円あったものが三分の一に減少。島原半島のワカメ養殖にも大きな影響が出ている。

この漁業への被害、諫早干拓を推進してきた構造改善局長として、漁業被害に対するこういう状況をどのように深刻に受けとめられているのでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) 干拓と漁業との関係でありまして、私たちはかなり丁寧な干拓の工事に伴う水質がどうなるかということをもモニタリングをしております。

例えば、諫早の潮受け堤防の中では一週間に一遍、かなりの項目について調査をしております。それから、締め切り堤防の外側でも月に一度の調査をしております。それからさらに、底生生物についていえば、三カ月に一度はきちんとした調査をしております。

そういうものを突き合わせまして状況を見ておりますと、この潮受け堤防の内外で水質に顕著な差がないという状況にございますので、諫早干拓事業の実施が漁業に対して影響があるとは判断できないものでございます。

ただ、こういった状況につきましては、丁寧に漁業関係者の方々に情報をお知らせするということが大事でございますので、昨年もちか、これらの情報について御意見を承ったり情報交換をする、そういう場を二十八回、漁業関係者の方々と持ったというふうに記憶をいたしております。

今後情報提供、お話し合い、そういうものに努めていきたいと思っております。

○須藤美也子君 そういうことを言っているだけでは、地元の漁業者は怒ると思いますよ。

例えば、農水省は、魚も貝も影響はさほどありませんと、今言ったようにおっしゃった、地元で、それでもある程度影響は予知していたと。

しかし、最悪の予想以上です。約一千坪のアサリ養殖場では、水揚げが多いときで年間十トンありました。それがことは百キロ。ないのも同然です。

さらに、干拓工事の影響であるということは明らかだと思えます。つまり、堤防を締め切ったために、本明川から流れる生活排水や工場排水あるいは農業排水もあると思えます。水質が悪化した水が調整池に流れ込む。そして、水位調節のために湾内に排出される。この水を地元の漁民は毒水と呼んでいる。

そしてこの中には、湾内を北上しているのを目撃している。潮受け堤防の向こうにあるのは広大などぶ池と化した調整池である。それは魚介類の生息を許さない毒水の塊である。その毒水は干潮どきに放流され、青い海水とまじり合うこともなく北上し、小長井沖にまで達しているのを我々は三月十七日に確認した。このまま放置するならば、やがて有明海全体が汚され、死の海にされてしまふのは目に見えている。一日も猶予は許されないと。干拓水門の開放を訴えているわけです。

さらに、長崎大学の東教授の調査では、堤防を締め切る前と今では、ゴカイやヨコエビ類の底生動物の生息が六割も減っていることがわかった。これは明らかに減っていると思えます、いろいろなマスコミで報道されておりますから。堤防の外側の湾で生物の生育の環境条件が大きく悪化していることを示しています。

大臣は農林水産大臣であります。漁業、水産へのこのような打撃を深刻に受けとめていらっしゃると思えますが、どうですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農業も漁業も大事であります。

したがって、諫早湾の干拓事業が今進められておるわけでございますが、できるだけ環境面におきましても影響がないように配慮しながら努力し、水産業も成り立つように対応していかなければならない、このように思っています。

○須藤美也子君 大臣は、農業の多面的機能を強

調しております、国際的にもアピールをしているようであります。

一方、この国営干拓事業で浄化機能を有する大規模な干潟の喪失、調整池の水質悪化、漁業への被害など、環境と漁場の破壊を行っている、こういう状況は漁業白書に示されているわけですが、干潟は浄化能力を持っているというふうになきちゃんと明記されているわけですか。

この問題と、今、構造改善局長がおっしゃったことは矛盾しているのではありませんか。私は大臣に問うているのです。多面的機能というのであれば、こういう干潟をきちんと保護していく、国際的にもそういう世論が広がっているのではありませんか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 干潟を全部残せばいいということにはならないわけです。つまり、干潟も残しますし、同時にまたそのほかの目的にも利用できるものは利用していくと。やはり、我々は狭い国土にお互いに住んでいるわけですから、その中において有効に国土を利用していく、こういう考えがなければならぬと思えます。干潟は干潟の役割を果たしておると思うわけでございまして、また干拓は干拓の役割を果たしておると思えます。調整しなから多面的機能の発揮をそれぞれやっていただくということが大事かなと思うわけでございまして。

○須藤美也子君 さらに大臣にお尋ねいたしますけれども、食料自給率基本計画で、魚介類の自給率を五七％から六六％、海藻類の自給率を六三％から七二％に引き上げる計画を立てております。魚のとれる環境あるいは漁場を破壊して、こういう沿岸漁業もやれないような状況をつくって、この魚介類の自給率を引き上げることができるといふふうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) いつも、時々でございますが、要するに一部の問題を全体的なところにするかえて議論しますと全部がだめになってしまいます。つまり、我々は広大な太平洋あるいは日本海を持っておるわけでございまして、そ

の中における海洋資源というものは利用の仕方によつてはかなりの多くのものを期待することができるといふ考え方がございます。一事をもって万事となすといふ考え方はならぬわけでございます。まして、それこそ多面的に物を考えて対処しなければならぬ、こう思います。

○須藤美也子君 干拓計画は農水大臣の権限であります。大臣は漁場、水産資源を守る責任があるわけですね。水産資源を守るといふ立場から農業干拓計画と調整ができる、こういう課題であると思ふんです。それは大臣がやらなければだれもやれないわけですよ。諫早干拓の再検討を私は漁業の立場からやるべきだと思ふんです。

つまり、来年は時のアセス、この時期が延びた、あるいは費用対効果がどうなっているのか、そういうことも含めて第三者の再評価委員会がつけられるわけですね。しかし、それは漁業の問題が議題になるかどうかはわかりません。さらに、いろいろな委員会がつけられる。環境モニタリングですか、こういった問題も開かれるわけですね。さらに、地元の漁業調査委員会も五、六年たっているんですけれども、その資料はなかなか私どもが見ることができないんですけれども、こういう問題も開かれるわけですね。

こういう中で、例えばきのうの毎日新聞の社説で、「農水省は農、林、水がバラバラ」という声を聞くことがあるが、この際、それでもよい。来年の諫早干拓事業再評価では水産庁としての意見を反映させてほしい。」と、こういうことを社説で「転換期の水産行政に望む」と。ほかのいろいろな新聞も諫早干拓について意見を言っているわけですね、こんなに思っていると思ふんですけれども。

そういう点で、真剣に私はこの問題を考えていた。ただ、そうでなければ膨大な財源をそこに注ぎ込むことになる。これでいいんですか。国の財政が大変なときに、しかも漁業が今深刻な状況に陥っているときにこのままこういう形で続けていいのですか。

○国務大臣(玉沢一郎君) まず堤防でございませうけれども、これはどういふふうにして築かれたかというのを考えていただければ、今まで漁業者の皆さんとも十分話し合ひをしまして、もっと大きな干拓の計画があったものを了解のもとに縮小してつくったわけですね。

その結果どうなったか。諫早市の方々は、長年の災害から解放された、こういう喜びを語っておられるわけですね。それを、水門を全部ぶっ壊してしまえ、ぶっ壊してと言ひまされんけれども、開放しろ、それで全部平らにしてしまえ、これをやったらどうやって災害対策の役に立つのでございませうか。だから、そういう災害に大きな役割を果たしてきておるといふことを評価するといふことが第一。

それから、漁業者の皆さんに対しまして、今までの話し合いによつてここに堤防を築いて、漁業権との調整も図つてやってきました、こういうことだと思ふんです。それで、つくった結果、一応堤防内における水がどのように漁業資源に影響を与えているか、今それを調査しておるわけでございます。どうしてもこれが原因だといふようなことになった場合におきましては、漁業に対する対策をどう講じたいかといふことをやらなきゃいかぬと思ふわけでございます。決して漁業だけを犠牲にしているといふ考えではございませぬ。

例えば、今までのタイラギの漁獲量の推移等におきまして、水門とは全然関係なくとも資源は上がった下がりがあったりするわけですね。ですから、水門との関係だけで今申しからぬけれども、と言つておられるわけでございますが、ある一定の自然的な周期といふものもあるのではないかと、こういうような関係も考えて漁業資源の問題について対応していくといふことが大事かと思ふわけでございます。

○須藤美也子君 私は、今までいろいろな漁業者の声を聴いておりました。そういうふうにおっしゃつても、そこで漁をやっている人たちは、先ほど申し上げましたような深刻な、生活の問題も

含めて、もう孫子の代まで、この海が死んでしまへば私も死ぬのと同じだ、こういう切実な気持ちで訴えているわけですね。こういうことは聞いておるわけですね、今私が申し上げましたから、ですから、そういう影響に対しては検討も加えて、問題があったら話し合ひもするといふことを先ほどおっしゃいました。そうであるならば、これからいろいろ再評価委員会とか、この問題は重要になっていきますよ、これから。

そういう中で、私は、とりあえず水門をあけて、そしてその間にこういう問題についての話し合ひをする、漁業者と話し合ひをする、環境問題についても地元の意見を聞く。これは今始まったことではないんです。諫早干拓をしてから三年たつて、しかも計画が六年間延びて、さらに費用もかかる状況の中で深刻に私は受けとめなければならぬ問題だと思つておるんです。

そういう点で、大臣の果たす役割といふのは極めて重要だと思ふんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 委員は水門をあけて対策をとれといふことですが、私は水門をあけないで対策をとる、こういう方針で臨みたいと思ひます。

したがひまして、これは干拓の問題だけではなくして水産業にもかかわる問題でありますので、水産庁長官とも、水産政策の観点からこの問題に真剣に取り組んでいこうじゃないかと、こういうことを今話し合つておるところでございます。

○須藤美也子君 それでは、その再評価委員会なり、あるいは今現場で開かれておる漁業の調査委員会、そういうところにも水産庁長官としてその意見をどれだけ反映されてきたんでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) そもそも大前提として、今、諫早干拓及び周辺海域においてタイラギの資源状態が大変厳しくなつておる、これは事実でございます。そのために、関係しております長崎、佐賀、福岡、熊本、四県からも要請も受けておりますし、私も西海区水産研究所がござい

ますので、その研究者を含めてタイラギに関する情報交換会といふことで、それぞれ一体どういふことが原因でこういうことが起きているのかといふことの解明といふ議論をしている、こういう状況がございませう。

ただ、タイラギを初め二枚貝については、御承知のとおりであります。必ずしもその理由は明確ではないわけですが、かなりの周期、一定の周期でもって大幅にふえたり、急速に減るということがあるのはもう間違いない事実でございます。そうした単なる変動の問題なのか、一体それ以外の原因があるのか、そこ自体がまだ解明されていないといふのが率直な状況でありまして、我々はそういう点についてはもちろん努力をいたしますし、沿岸事業等を使って一部覆土を行うとか、そういうことも福岡県とか佐賀県では取り組まれております。

そういうことを含めて努力はいたしますが、現段階ではこの諫早干拓の影響でタイラギの資源が枯渇状態になっているといふことは確認されておるもので、そういう前提に立つての行動は我々はとっておりません。

○須藤美也子君 水産庁長官の答弁によりまして、調査をする、そういうことでございませう、これから、そうですね。

○政府参考人(中須勇雄君) これからというのか、既にそういう情報交換会を含めて、水産サイドとしても意見交換を含めて検討を行っているといふことであります。

○須藤美也子君 漁業への影響について、私がきょう申し上げました点について早急に調査をしていただきたい。大臣も、漁業を守るために干拓の問題も含めて、あるいは環境問題も含めて、これを真剣に考えていただきたい。どうですか、大臣。

○国務大臣(玉沢一郎君) 漁業の問題についてはいつも真剣に考えております。

○須藤美也子君 それは三陸海岸だけじゃないですか。

それじゃ、大臣が真剣に考えているということですから、この諫早干拓の問題についてもこれから具体的に来年に向けて水産庁の意見も踏まえて早急に調査をしていただきたい、それから国の意見もきちんと反映するようにしていただきたい、こういうふうに思います。

次に、今回の漁港法の改正について申し上げたいと思います。

今度の十七条に地方公共団体の意見を聞く、こういう改正がありますが、きょう午前中、私は焼津に行つてまいりました。ここは特定第三種漁港であります。焼津漁港は、現在、平成六年から第九次長期計画で漁港整備が行われております。従来、海岸沿いにある長い石積み堤防の外側に新漁港がつくられ、新しい堤防もつくっています。そして、平成九年、計画の途中からこの石積み堤防を壊してそこに四車線の臨港道路をつくる計画が漁港事業として追加されました。

平成十一年、去年の五月、住民への説明会が行われました。住民からは、石積み堤防は九十年間台風や高波被害から地区住民の命を守ってきた貴重な財産である、この石積み堤防を残してほしい、こういう切なる願いがあったわけです。

ところが、この石積み堤防は、住民の意見も聞かずに、先月、三月に壊されてしまいました。そこに道路の二車線をつくる、あるいは四車線をつくる、そういうことで今ほとんど事業が始まっています、進んでおります。

ところで、こういう住民の声、あるいは焼津市議会の意向、こういったものを聞きもしないで、合意もしないままこのようなことが進められていくものでしょうか。これは水産庁ですね。

○政府参考人(中須勇雄君) ただいまのお話は焼津漁港の整備の問題であります。これは御承知のとおり、もともと古い焼津漁港の外側に、外港というふうに出ておりましたが、第八次の漁港整備長期計画、第九次の漁港整備長期計画を通じて外港を整備して、ここは御承知のとおり遠洋カツオ・マグロあるいはカツオ一本釣りの重要な

基地であります。そこを整備していくという事業が進められているわけでありまして、この事業の実施に当たりましては、第八次漁港整備長期計画の期間から、漁港管理者は、事業は静岡県が実施をしているわけでありまして、市等の関係部局のほか生産者、流通加工業者、地元の商品街、観光協会などと意見交換を行いながらこういう整備に取り組んでこられた、幅広く地域の意見を聞いた上で整備を進めてきたというふうに私も聞いております。

特に、平成六年度から始まった第九次長期計画では、この期間中におきまして、今お話がございました、特に臨港道路に關しましては都市計画の中で道路として設定されているということ、平成九年に地元の説明会、十一年には事業内容や工事の内容について説明会を実施し、地域住民の意見を聞きながら進めてこられた、こういうふう

に聞いております。今回の十七条の改正によりまして、私も、関係地方公共団体の意見を聞いてこういった整備計画を立てていくということでありまして、そういう意味におきましては、私も、関係地方公共団体の意見を伺いながら、事実上まだ改正はされておきませんが、この事業に取り組んできた、こういうふうな考えでいる次第であります。

○須藤美也子君 私は、住民の合意の得られないままにこういう大がかりな工事をしてはいけない。しかも、住民のいろいろな環境に影響を与える、そういう点で、これから改正される中では形式的な意見を聞くというのでなくて、やはり住民の要望に沿った形で意見を十分聞いていただきたい。

さらに、焼津の新漁港、これは六十三年から平成五年まで第八次計画で事業費は百二十億円で始まった、その漁港を見てまいりました。岸壁や施設用地が完成していますが、完成してから、用地が整備されてから五、六年もたっているのに、そこは何にもありません。これは一体どういうことなんでしょう。

ようやく来年三月から完成目指して魚市場がつくれる。しかし、そのまま整備されているんですよ。冷蔵庫がたった一つあるだけ、こういう第八次計画でつくられた漁港があるのに、さらに第九次計画で漁港がその隣につくられている。これは百数十億をかけてやる。これは一体どういう状況なんですか。当然、漁業者や水産加工者、漁協経営が非常に悪化している、こういうときにこういう大がかりな工事を進める。つまり、先に国の計画ありき、そこに入れ物、そういうものを入れていくといつても、具体的にどういふものが入るのか計画をお持ちなんですか。案でなくて、具体的にこうだあだということを言ってください。

○政府参考人(中須勇雄君) ちょっと経過的に申し上げますと、第八次の計画期間自体は昭和六十三年から平成五年度までだったと思います。これによりましてほとんどの事業は平成五年度までに終了したわけでありまして、一部の埋め立てについてはこの計画期間に完了せずに、実際上、埋め立て部分は平成六年度から開始された九次計画に先送りされました。そして、この埋め立ては最終的に平成九年度に完成をいたしまして、平成九年度に完了した埋め立て地に平成十一年度には冷蔵施設が完成し、平成十二年度には新しい魚市場が完成する予定になっている、こういうふうな私ども承っているわけでありまして。

それから、外港の整備というのは八次計画と九次計画では一部途中まで実施しているわけでありまして、これから先、外港すべて含めて九次計画でどこまで最終的に行くかがございますけれども、焼津漁港全体の構想は九次計画を含めて終了する。

どういう考え方が申しますと、従来の内港では漁船の大型化によって狭くなり、内港では後背地にも余裕がない状況でありました。これに對処して、陸揚げとか荷さばきの機能を含めて外港に移転する、これを計画しているわけでありまして、現在内港を利用しておりますカツオ一本釣

り、マグロは縄漁船等、延べ一千隻がこの外港を使うことになる、こういうような計画だということに承知しております。

○須藤美也子君 私はそういうことを言っているのではないのです。きょう行つても漁船一隻ないんですよ、ないんですよ、第八次で整備されたところがありません。そして、さらにその隣に第九次の漁港をつくっているんです。これはむだじゃありませんか。しかも、加工業者は経営不振でどんどん倒産している。そういう状況の中で、私はこの事業の見直し、むだな公共事業が先にあって、何か来年は全国の海祭りをそこで開くとか、そういうための漁港をつくっているのではないでしょう。

だから、その今整備されているところに何をやるのか、具体的に何も答弁できない。そういう点では、まさに漁港が先にある、漁業者や地域住民の方々の生活、あるいは加工業者の経営やそういうものは全然全く考えていない、私はこう言わざるを得ないのです。

しかも、今回の改正法は、地方公共団体の意見を聞く、こういうふうになっていきます。先ほど申し上げましたように、形式的に聞くのではなくて、議会も含めて地方公共団体の皆さんの納得がいくような計画を、上から押しつけるのではなくて下から一緒につくっていく、そういうふうに進めていただきたいと思うんですが、大臣、どうでしょう。

○政府参考人(中須勇雄君) 現在でき上がっている部分について利用されていないというのは、全体が完成して市場とか関連施設がつくられませんが利用できないわけでありまして、その途上にあるために利用されていない、そういう状況でありまして、完成した際には内港の部分から外港に遠洋カツオ・マグロ及びカツオ一本釣りは移転する、こういう計画が地元において、その計画に基づいて採択してこの事業が進んでいる。あくまでも地方公共団体の発意に基づいて実施されている、こういうことでございます。

○須藤美也子君 ちょっと反論します。

今のは詭弁だと思えます。焼津市議会ではその計画については何も知らされてない、こうおっしゃっています。こういう問題も含めて、議会でそれから、これは住民から選ばれた議会、議員の皆さんが選出されたにそういう計画さえも提起されていない。

つまり、国や県がこの事業をやるからそういう形でやりなさいと押しつけられてきた、今度の改正案でそれを改正する、チェックする、こういう形で私はしっかりやっていただきたいと思うんですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(玉沢一郎君) 漁港の整備計画の策定に当たりましては、従来から地方公共団体に対するヒアリング等を通じてその意向が反映されるように努めてきたところでありますが、このような手続につきましては現行法上は位置づけられておりません。

このため、今回の改正により、漁港の整備計画の策定に当たって関係地方公共団体の意見を聞くことを法律上規定することとし、関係地方公共団体の意向を十分踏まえた漁港の整備計画を策定することを明確にいたしております。

漁港は、最初つくったときよりも、船が大きくなりますと、例えば昔は手こぎのさっぱ舟が中心の沿岸漁業でしたが、今は全部エンジンがついた少なくとも五トン以上の船になっている。そうすると漁港は狭くなるんです。ですから、それを大きくしなきゃいかぬ。そういうことが常に課せられて漁港の母港たる役割を果たしている、私はそう考えるわけであります。

そういうことでございますから、漁港事業につきましては、平成十年度より第三者機関から意見を聞き評価を行う再評価システムを導入しておりますが、十二年度からは、事前評価や再評価だけでなく、事後評価も含めた事業評価を進めていくこととしており、今後とも事業の効率性及び実施過程の透明性の確保に努めてまいるところであります。

○須藤美也子君 終わります。

○委員長(若林正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岸宏一君が委員を辞任され、その補欠として仲道俊哉君が選任されました。

○谷本義君 初めに、大臣に伺います。

これまでの審議の中で、本法案を提起するに当たってどうして環境問題にもっと突っ込んだ問題提起をしてくれなかったかという指摘もありました。さらにはまた、指定権の譲渡も結構だが、もう少し漁港問題、漁政問題、そのところについて問題提起ができなかったかという御意見等々もございました。私も同感であります。

といいますのは、漁港問題には格別な経過があるからであります。典型例を申し上げますと、大型漁船を入れる港をつくった、二百海里で使えものにならなくなってしまう港がある、そういう例もあります。ですから、かけた費用は膨大だが、水揚げはその百分の一とか五十 percent の一といったような例が見られます。また、プレジャーボートを受け入れるにも、片方で大きな負債があるわけでありまして、修理費がねという声が出てくる場合もございます。

似たような例は農業構造改善事業にもあります。しかし、漁港の場合は農業構造改善事業と違うのは外的要因によって、当事者の判断よりも外的要因によって大きく狂わされたという面がやはり巨大なんです。

それだけに、指定権の問題をめぐって譲渡をやっていくというのであれば、これまで何人かの先生方から出されましたように漁政問題を絡めた問題提起をしていただきたかった、私もそう思いますので、そのことを申し上げながら、ひとつこの際新しい基本法づくり、いろいろ進んでおるようでありまして、大臣の決意のほどを初めに承りたいのです。

○国務大臣(玉沢一郎君) 何と申ししても、平成八年に締結されました海洋法の二百海里体制、これがいいよ本格的な時代を迎えてまいりました。漁業におきましては資源を一網打尽という形でとり尽くす、こういう漁業が今まで一般的だったと私は思います。しかしながら、限られた海域の中で資源を大事にしながら漁業を進めていくということがこの二百海里体制の中には求められておると思うわけでございます。

したがって、隣国である韓国と中国とは友好を旨として、お互いに資源を大事にしてやっていく、こういう考えから漁業協定が結ばれて、共通のルールのもとに進められるということになりました。これは非常によかったと思います。また、ロシアとの間におきましても、既に長い間の経験においてこうした慣行が明確になつておるわけであります。

したがって、これからは我が国が二百海里体制の中における漁業資源を自主的に管理していく、こういう時代となったわけでございますから、それぞれの漁種等におきまして、やはり資源をできるだけ大事にしながら漁業を進めていくという体制をとっていく。それからまた、沿岸漁業におきましては、つくり育てる漁業が非常に大事になってきておる。そういう点におきましては、委員が今指摘されました環境面のことが大事だと思えます。

これは、陸の上から川が流れて、その中にはいろいろな生活排水も入っておりますし、いろいろな海を汚染するようなものもあるわけでございまして、そういうことに對しましては国民的な理解をいただきまして、海の環境の浄化、環境をよくしていく、こういうことを十分考えて政策を進めていくことが大事ではないかと考えるわけでございまして、そういう考えを基本法の中に込めて進めていきたいと思う次第でございます。

○谷本義君 次に、水産庁長官に実務的な話を二、三伺います。ひとつ簡潔にお答えをいただきますと存じます。

初めに伺いたいと思えますのは、今回の改正案

は、漁港管理会の組織、議決方法、委員の任期、そして罷免問題に関する事項を法文から削除しまして、自治体が独自に漁港管理規程を定めるということにしようとしております。

私が伺いたいのは、地方分権推進のための法律改正で、改正後にあっても、従来やってまいりました模範管理規程例をベースに管理規程をつくっていくというのであるとするならば、実態は今までと変わりはしないのではないのか。何のための分権なのか。分権との整合性はどうか。この点、どう長官はお考えでしょうか。

○政府参考人(中須勇雄君) 一つ御説明申し上げます。一点は、今回の地方分権関係の改正につきましては、地方分権推進委員会とのすり合わせというか、御説明を申し上げまして、地方分権推進委員会もこの案でいいだろうという御了解はいただいております。

そこで、御指摘の模範管理規程例の問題でございますが、これは現行法にこの規定がございまして、これは改正されておられませんので、基本的に私も今後、もちろん内容的には変更があるわけでありまして、模範規程例は示していこう、こういうふうな思っております。

ただ、もう委員も十分御承知のとおりだと思いますが、この模範規程例というのは一つのガイドラインとして示すものでありまして、地域の実情に応じてこれと異なる内容を定める、あるいは追加的に違う内容を定める、こういうことは当然でございまして、一つのガイドラインを示す性格のものだ、一つのガイドラインを示す性格のものだというふうな私ども受けとめております。

○谷本義君 としますと、模範管理規程の提示というのと分権推進の整合性が図れるかどうかというの、今長官がおっしゃった、ガイドラインにすぎぬ、言うならば目安でありますよ、このところをきっちり徹底することが必要です。この徹底がありませんと矛盾が生じますから、そのところはきっちり徹底していかなければ

○政府参考人(中須勇雄君) そのように対応していきたく思っております。

○谷本義君 次に伺いたいのは、漁港管理会の設置についてであります。

ことしの四月から漁港管理会は任意設置ということになりました。任意となりましたが、設置するところにあつては、重要事項については管理会の意見を聞きなさい、意見を聞いたならばその意見は尊重しなさいということになっておりますね。一方でそういうふうに行っているわけでありまして、とすると、設置しないとこれは一体どうなっていくのか。このところはそのままですか。

○政府参考人(中須勇雄君) 今回の漁港管理会に關する関係条文を法律から削除したというのは、いわゆる分権等の観点から必置規制、必ず置かなきゃいかぬ、そういうことをやめて、基本的にそういうものを置くかどうかは地方公共団体の自主的判断にゆだねる、そういう趣旨だということに私も受けとめております。

したがいまして、地方公共団体として御自分の判断でこういう会を当然続けるところもあれば、それぞれの状況に応じてその他の手段を使つて関係の方々の意見を反映させる、そういう道もあるわけでありまして、その辺は地方公共団体の判断の問題になるのだから、こういうふうな受けとめております。

○谷本義君 私は、分権、したがって野放しでいいというふうな割り切つていいものと悪いものがあると思つております。この場合は、地方自治のあり方を徹底していくという意味からすれば、やはり移行過程の措置として行政が一定の指導ないし方向づけといひましようか、これをやりませんと、おれのところは設置しないから関係者の意見を聞かぬでいいんだというむちゃなものが出てきます。そこはどうですか。

○政府参考人(中須勇雄君) いずれにいたしましても、行政の基本的な姿勢として、漁港というのは公の施設でございます。多くの方々が利用するわけでありまして、関係の皆様方の声を反映し

て運営されていく、維持管理がなされていく、こういうことが重要だというのは御指摘のとおりだと思います。具体的にどういう手段でそれを行うかというところは別にいたしまして、御指摘のような趣旨は国としても各漁港管理者に示すべきものというふうに思ひます。

○谷本義君 次に、漁港の適正利用の確保問題について伺おうと思ひましたが、渡辺先生が根掘り葉掘り伺つておられますので、そこは省略をさせていただきますまして、続いて、漁港、漁村の環境整備とブルーツーリズムについて大臣の所見を伺いたいのではありませんか。

農村に比べまして、漁村の場合の生活環境は非常に立ちおくれております。例えば、今急いでやらなきゃならぬのは屎尿処理です。集合型の屎尿処理槽をつくらなきゃならぬと云つたようなことも大変重要な課題でありますし、それからまた、消防車が入れないところが非常に多いんです。漁村の場合は、そういったような整備等々の急がなければならぬ問題が一つあります。

それと同時に、もう一つ今から考えていかなきゃならぬのはブルーツーリズムへの対応、受け入れ体制の整備も同時に考えられていくべきではないかと私は思ひます。

グリーンツーリズムを含めて見ますというところ、日本の場合は女性が忙し過ぎて、グリーンツーリズム、ブルーツーリズムというのはなかなか受け入れ体制がでないといつたような問題があります。こここのところは、イギリスの場合を見るとはつきりしてあります。農業の合理化が進んで、女性の労働力が非常に何といひましようか遊休状況になつて、そこで今度はグリーンツーリズムがドッキングしていくといつたような過程がありました。

それからもう一つは、都市の側でいいますと長期休暇がとりにくい。ILO百三十二号の批准がされてないといつたような問題等々がありますけれども、ともかくも既に今イギリスでは逆都市化現象が出ておりますが、日本も間もなくそうい

う時代に私は入っていくんじゃないのかというふうに思ひます。

既に教育の世界では、修学旅行なんかになりました。体験旅行とドッキングさせてやっています。また、総合学習教育が組上にあるという時代になってまいりました。労働運動の世界では、やはり都市の人口を農村に持つていくことができるような条件整備をどうすべきかということが課題になるようになってまいりました。それだけに、漁村の生活環境整備とともにブルーツーリズム、このところについての大臣の考え方を承りたいので

す。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員御指摘のとおり、漁村は、やはり農村に比べまして地理的に非常に不利なところに置かれていたというのがあります。したがいまして、道路とかあるいはまた社会資本の充実等におきましては、まだまだ整備されていかなければならぬ問題がございます。したがいまして、し尿等におきましては、漁村の集落排水等もあわせて今行つておるところであるわけ

でございますが、我々は社会資本の充実については特に意を用いていかなきゃいかぬと思ひます。それから、グリーンツーリズムが非常に盛んになりつつあるわけでございますが、我々はブルーツーリズムも大いに大事にしなきゃいかぬと。やはりダイナミックなんです、海の方は。魚も釣ることができまして、とったばかりの魚をそこで食べることもできますし、大気、それから太平洋から上がる太陽を見ながら浩然の氣を養つことが

できる、こういうことを考えますと、ブルーツーリズムは極めてダイナミックなものがある、こういうことを考えるわけでありまして、都市部の方々にも大いに理解していただきまして、沿岸漁業の振興を基本としながら、地域資源を活用した余暇活動等の取り組みへの支援を今後進めていかなければならぬ、こういうふうな考えをわけございまして、生活環境の整備の促進等もあわせてや

つていく、こういう考えでございます。

○谷本義君 最後に、大臣にWTO交渉について二つほど伺ひたいのは漁業補助金問題であります。

初めに伺ひたいのは漁業補助金問題であります。

大臣も御存じのように、シアトルの閣僚会議で、ニュージーランド、オーストラリアなど、ケアンズ・グループの皆さんから、なぜか日本の漁業補助金がやり玉に上げられました。日本の漁業資源回復を図るための補助金がどうして問題なのか、私にはとんとわかりません。日本の漁業補助金というものの性格は、押しなべてやはり漁獲と

いうのを継続的にやっていくことができるような条件整備等々が中心になつておるわけでありまして、そういう意味では、環境問題も含めて、漁業資源の保全問題も含めて極めて私は貢献度の高い性格を持つてゐるのではないかと申すので、大臣、そこをどうお考えでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) この問題は、確かに米、ニュージーランド、アイスランド、豪州等が一応案を提出したわけなんです。ところが、農業委員会が一時間半で終わる予定の米国の計画だったので、我々が頑張りまして七時間やったもの

ですから、それで結論がつかないでこれは凍結になったわけなんです。したがって、ほかの委員会はほとんど議論できないままに、関税の問題はやっていきましたが、これは結論がつかないままになって

おります。

そこで、彼らの考え方に對してでございますけれども、資源の問題は補助金だけを問題にするのではなくして、世界全体として漁業資源をどのように確保していくかといふことをまず議論していくのが重要だと考えるわけでございます。漁業補助金のみを取り上げるのは過剰漁獲問題への対応として不適切であると考へておるわけであり

は、漁業に知見を有するFAOで実施すべきであることから、我が国としましては、FAOに対し、積極的な取り組みを行うよう求めているところであります。

WTO次期交渉におきましては、FAO等の作業状況を踏まえつつ、我が国の考えが反映されるように努力してまいりたいと考えています。

○谷本義君 最後の語尾が努力をしまっているじゃなくて、断固やっていくという言葉を大臣には言ってほしかったところなんです。

大臣、もう一つ伺いたいのはIQ制度の問題です。

日本の水産物はもう十分市場開放されていますよ。残っているものは、アジだとかイワシだとか、それからノリと昆布とタラコぐらいでしょうか、とにかく少数ですよね。残ったこうしたIQ品目というのは、私はこれからも引き続き守っていくべきではないのかと考えます。

といいますのは、一つは、これは日本の沿岸漁業を守るために何としても大事だと、これが一つありますね。それからもう一つ、このところを自由化しますという、恐らくは乱獲状況が輸出国で日本の市場を指してやってくるであろう。漁業資源の保全というのが非常に難しい局面が生じてくるであろうと思われる。そうした二つの意味合いを持って、これはもう断固守っていただきたいと思うのだが、大臣の決意のほどをひとつ聞かせていただけないか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 努力する言葉が足りないという委員のお言葉がございましたが、二つ合わせて断固として頑張ります。

○谷本義君 ありがとうございます。

○委員長(若林正俊君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

漁港法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(若林正俊君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(若林正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 三 終わり

(二カ所)

農員 農園

〃 〃 〃

平成十二年五月一日印刷

平成十二年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B